

## 第2回川内村復興整備協議会特別会議 議事録

日 時 平成27年6月1日(月) 14:20~14:40  
場 所 福島県庁本庁舎5階 正庁  
復興整備事業 田ノ入工業団地等整備事業  
出席者 復興庁 福島復興局参事官 佐藤 信  
農林水産省 東北農政局農村計画部  
農村振興課農村復興指導官 伊藤 崇  
川内村農業委員会 事務局長 秋元 敏博  
県企画調整部 土地・水調整課長 小池 喜司雄  
県企画調整部 地域政策課長 永田 嗣昭  
県農林水産部 農業担い手課長 大竹 浩二  
県土木部参事 関根 康孝  
県土木部都市計画課長 寺木 正宏  
県土木部まちづくり推進課長 諏江 勇  
川内村 総務課長 秋元 賢  
" 産業振興課係長 小松 正方  
" " 主査 遠藤 雄夫  
" 総務課 県駐在 加賀谷 宏明

### ○協議内容

#### 1. 開会(川内村 総務課 加賀谷)

- ・出席者紹介
- ・会議の公開、非公開についての報告(公開として報告)
- ・傍聴人への注意事項

#### 2. 議事

川内村復興整備協議会規約第9条第1項により、川内村長代理人の秋元総務課長が議長となる。

(議長：川内村総務課長 秋元)

それでは、川内村の現状と課題について、川内村から説明願います。

(説明者：川内村総務課 加賀谷)

それでは、川内村の現状と課題について御説明申し上げます。

【別紙「現状と課題」により説明。】

(議長：川内村総務課長 秋元)

ただいまの説明について、御意見・御質問はございませんか。

(出席者一同)

意見、質問無し

(議長：川内村総務課長 秋元)

前回、協議会会議を平成 26 年 8 月 1 日に開催し、川内村復興整備計画についてお諮りしたところでありますが、本日は、その計画の変更について、お諮りします。

本日は、協議する事項は 3 点です。

1 点目は、復興整備事業である田ノ入工業団地等整備事業の実施に当たり 2 h a を超える農地転用が必要となりますが、事業計画地は農用地区域内の農地であるため、転用許可に先立ち、農用地区域を変更する必要があることから復興特区法第 48 条第 1 項 5 号の規定に基づき農用地利用計画の変更についてお諮りいたします。

農用地利用計画の変更については、復興整備計画が県との共同計画であることから復興特区法第 48 条第 2 項の規定に基づき、県知事の同意を要しない事項となります。

2 点目は、復興整備事業の実施に当たり、2 h a を超える農地転用が必要となることから復興特区法第 49 条第 1 項に基づき土地利用方針について、農林水産大臣の同意が必要となりますので、農用地利用計画の変更の協議が整った後に、同意について確認させていただきます。

3 点目は、復興事業実施に当たり、都市計画法第 29 条第 2 項に基づく県知事の開発行為の許可が必要となることから協議会にお諮りいたします。

開発行為の許可は復興特区法第 49 条第 9 項及び同条第 13 項に基づき、開発行為が規定する基準に適合するものであることを確認しているため、本協議会で同意を得ることを要しない事項となります。

協議の進め方ですが、計画の変更全般及び農用地利用計画の変更について、村から説明させていただきます。

その後に関係者の皆様から御意見をいただきます。

関係者の御意見を伺った後に、土地利用方針について農林水産大臣の同意について、確認させていただきます。

最後に開発行為の許可について、県から補足説明します。

それでは、川内村から復興整備計画変更（案）について説明願います。

(説明者：川内村産業振興課係長 小松)

それでは、川内村復興整備計画（案）について御説明申し上げます。

【様式第 2、4、8、9 及び構想図等により説明。】

(議長：川内村総務課長 秋元)

ただいまの説明について、御意見・御質問はございませんか。

川内村農業委員会の秋元様、ご意見ございませんか

(出席者：川内村農業委員会事務局長 秋元)

農用地利用計画の変更、川内村農業の健全な発展を図る施策の推進、農地法第4条及び第5条の転用許可に関する本案件については、平成27年3月20日開催の農業委員会総会において、概要等の説明を受け、全委員異議ない旨の確認をしておりますので、特に本案件につきまして意見等はありません。

(議長：川内村総務課長 秋元)

ありがとうございました。

県農業担い手課からご意見ありますか。

(出席者：農業担い手課長 大竹)

異存ございません。

(議長：川内村総務課長 秋元)

復興特区法第48条第1項第5号に規定する農用地利用計画の変更については、異議ないものとします。

次に土地利用方針については、復興特区法第49条第1項の規定により、農林水産大臣の同意を得ることとなっておりますが、東北農政局の伊藤様、土地利用方針の変更について、同意することに御異議はございませんか。

(出席者：東北農政局農村復興指導官 伊藤)

異存ありません。

(議長：川内村総務課長 秋元)

土地利用方針の変更につきましては、農林水産大臣の同意をいただいたものといたします。

続きまして開発行為の許可について、川内村から説明をお願いします。

その後、県都市計画課より補足説明及び御意見があればお願いします。

(説明者：川内村産業振興課係長 小松)

それでは、都市計画法第29条第1項・第2項の開発許可について御説明申し上げます。

【様式第10により説明。】

(議長：川内村総務課長 秋元)

続きまして県都市計画課より補足説明があればお願いします。

(出席者：都市計画課長 寺木)

都市計画法第 33 条に規定する基準に適合すると認められるため、都市計画法第 29 条第 1 項の開発許可については支障ありません。

(議長：川内村総務課長 秋元)

ただいまの開発行為の許可について、御意見・御質問はございませんか。

(出席者一同)

意見、質問無し

(議長：川内村総務課長 秋元)

意見がないようでございます。

それでは以上で、議事を終了いたします。

皆様、ありがとうございました。

なお、本日協議しました「川内村復興整備計画変更案」については、異議ないものとし、復興特区法第 48 条第 9 項、第 50 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、公表することで、農用地利用計画の変更、農地転用の許可及び都市計画法の開発許可があったものとみなされます。

計画変更については、6 月 3 日（水）に村HP等で公表したいと考えております。

これを持ちまして、議長の任を解かさせていただきます。

円滑な審議に御協力いただきありがとうございました。

### 3. 閉会（川内村 総務課 加賀谷）

以上をもちまして、「第 2 回川内村復興整備協議会特別会議」を終了します。

#### ○協議結果

田ノ入工業団地等整備事業に伴う土地利用方針について、農林水産大臣の同意を得た。併せて、東日本大震災復興特別区域法第 48 条第 9 項、第 50 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、公表することで、農用地利用計画の変更、農地転用の許可及び都市計画法の開発許可があったものとみなされる。